

令和７年度茅ヶ崎市国民健康保険料率（案）について

１ 国民健康保険料の決め方

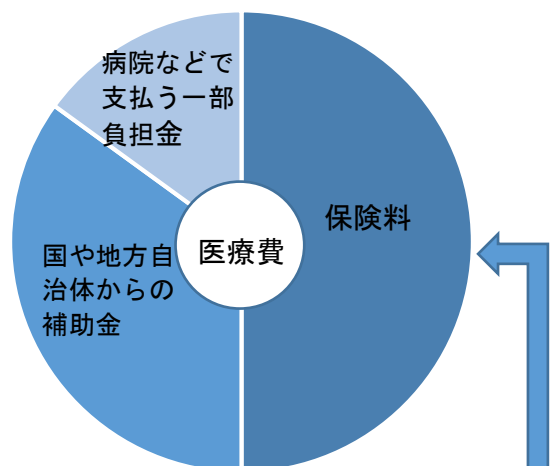
国民健康保険料は

- ①医療給付費分…国民健康保険の加入者の医療費の財源となる保険料
- ②後期高齢者支援金分…後期高齢者医療制度を支援することを目的とした保険料
- ③介護納付金分（40歳から64歳までの方）
…介護保険の第2号被保険者に賦課される保険料を合算したものです。

これらの保険料はそれぞれ所得割・均等割・平等割によって構成されています。

また、その年に予想される医療費から、国などの補助金と病院などで支払う一部負担金などを差し引いた分を、世帯人数や所得などに応じて公平に負担するように決められています。

所得割	世帯の加入者の所得に応じて計算
均等割	世帯の加入者数に応じて計算
平等割	1世帯あたりにつき計算



２ 令和７年度の保険料率（案）

令和７年度の国民健康保険事業に要する経費の見込額、国庫支出金等の収入見込額、被保険者数、世帯数、所得状況等によって算定した保険料率は、次のとおりです。

区分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.66%	22,432円	27,755円
後期高齢者支援金等分	2.77%	9,231円	11,421円
介護納付金分	2.62%	9,485円	8,789円

（今回の保険料率（案）及び所得別保険料率の試算は、資料②のとおり）

令和７年度保険料率算定結果について

- ・被保険者の総所得金額が増加しているため、保険料率を下げる事ができた。
- ・社保加入者が増えて国保加入者が減少しているため、均等割、平等割は微増した。



国民健康保険運営基金8,000万円を財源として活用し、保険料率の上昇を抑制